

大洲市流域治水推進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化に対し、総合的な流域治水の一環として、豪雨時の雨水の河川及び水路への流出抑制を図ることを目的に、雨水貯留浸透施設の設置に要する経費に対し、市が予算の範囲内で、大洲市流域治水推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転用浄化槽 公共下水道への接続により廃止する浄化槽を雨水の貯留施設に転用して、一時的に雨水の流出を抑制する施設をいう。
- (2) 雨水タンク 雨水貯留タンクを設置することにより、雨水を貯留して一時的に雨水の流出を抑制する施設をいう。
- (3) 浸透ます 透水性のますの周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。
- (4) 浸透トレンチ 溝に砕石を充填し、さらに当該溝の中に浸透ますと連結された有孔管を設置することにより雨水を導き、砕石の側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。
- (5) 浸透側溝 側溝の周辺を砕石で充填し、雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。
- (6) 透水性舗装 舗装構造に透水性を有した材料を用いて、雨水を路盤以下へ浸透させる舗装（透水性平板を含む。）をいう。
- (7) 雨水貯留浸透施設 前号までに掲げる施設等の総称をいう。

(補助対象区域)

第 3 条 補助金の交付対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、別表第 1 に定める区域とする。

(補助対象施設)

第 4 条 補助金の交付対象となる施設は、雨水貯留浸透施設とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 既設の雨水貯留浸透施設を改造又は修繕する場合
- (2) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）、特定都市河川浸水被害対策法（平成 1

5 年法律第 7 7 号) 及びその他法令の規定に基づき設置が義務付けられた雨水貯留浸透施設を設置する場合。ただし、基準以上の容量の施設を設置する場合は、その差分は補助の対象とする。

(3) 補助金の交付を受けた雨水貯留浸透施設を設置した宅地等の敷地内に再度同一施設を設置する場合

(4) 自作又は中古の雨水タンクを設置する場合

(5) 雨水貯留浸透施設の附属品のみに対して補助を受けようとする場合

(6) この要綱に定める補助金以外の補助金の交付を受ける場合

(7) その他市長が補助金の交付を不相当と認めた場合

(補助対象者)

第 5 条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象区域内において土地又は建築物を所有し、又は使用している者で、雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする者（以下「補助対象者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししない。

(1) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者

(2) 大洲市暴力団排除条例（平成 2 3 年大洲市条例第 2 2 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等

(3) 暴力団員等が役員となっている団体

(4) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有している個人又は団体

(5) その他市長が補助対象者として不相当と認めた者

(補助対象経費)

第 6 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、雨水貯留浸透施設の設置に要する材料費及び工事費とする。ただし、インターネットサイト又は販売店のポイント、クーポンその他これに類する制度を活用して購入した場合、その利用分は補助の対象外とする。

2 第 4 条第 2 項第 2 号ただし書に規定する場合の補助対象経費は、施設全体の容量と補助対象分の容量の比率で算出した金額とする。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、別表第 2 に定める金額とし、1 申請当たり 2 0 0, 0 0 0 円を上限とする。

2 前項の補助金額に、1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に、大洲市流域治水推進補助金交付申請書（雨水タンクのみ）（様式第 1 号）又は大洲市流域治水推進補助金交付申請書（様式第 1 号の 2）を市長に提出しなければ

ならない。

- (1) 補助対象施設が雨水タンクのための申請 当該施設を購入し、設置を完了した日（購入日から1年以内に限る。）以降
- (2) 補助対象施設が雨水タンク以外の雨水貯留浸透施設の申請（雨水タンクと同時申請を含む。以下同じ。） 材料の購入又は設置工事を開始する前

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 共通書類

- ア 設置場所の案内図
- イ 製品カタログ等（製品の詳細が確認できるもの）
- ウ 誓約書及び市税納入状況確認同意書（様式第2号）

(2) 補助対象施設が雨水タンクのための申請における添付書類

- ア 領収書の原本又は写し（申請者氏名、製品名、購入金額、購入日等が明記されたもの）
- イ 設置後の状況が確認できる現場写真

(3) 補助対象施設が雨水タンク以外の雨水貯留浸透施設の申請における添付書類

- ア 工事の概要を示す図面（平面図及び構造図）
- イ 材料費及び工事費の見積書
- ウ 設置前の状況が確認できる現場写真

(4) その他市長が必要と認める書類

3 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査（現地調査等）し、補助金の交付の可否を決定し、大洲市流域治水推進補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続を行うものとする。

- (1) 補助対象施設が雨水タンクのための申請 速やかに補助金の交付を請求すること。
- (2) 補助対象施設が雨水タンク以外の雨水貯留浸透施設を含む申請 当該通知を受けた日以降に、雨水貯留浸透施設の購入又は工事を開始すること。

(変更の申請)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、申請に係る工事の内容を変更する場合又は廃止しようとするときは、大洲市流域治水推進補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更を適当と認めるときは、大洲市流域治水推進補助金変更承認書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(工事の完了)

第11条 交付決定者（第9条第2項第2号に定める手続きを行う者に限る。）は、設置工事が完了したときは、当該工事の完了の日から起算して14日を経過した日又は当該年度の2月28日（同日が大洲市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する休日に当たるときは、その直前の休日以外の日）のいずれか早い期日までに、大洲市雨水貯留浸透施設工事完了報告書（様式第6号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事完了後の平面図及び構造図。ただし、申請時と変更がない場合は省略してもよい。

(2) 雨水貯留浸透施設の工事写真

(3) 材料費及び工事費の領収書の原本又は写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、補助対象施設が雨水タンクのための申請をした者については、大洲市流域治水推進補助金交付申請書（雨水タンクのみ）（様式第1号）の提出をもって、前項の完了報告書の提出があったものとみなす。

3 第8条第3項ただし書により消費税等相当額を減額せずに交付申請をした補助対象者は、完了報告書を提出するに当たって、消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第8条第3項ただし書により交付申請した補助対象者は、完了報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第12条 補助金の額の確定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助対象施設が雨水タンクのための申請 第9条第1項の規定による審査の結果、適当と認めたときをもって補助金の額を確定したものとする。

(2) 補助対象施設が雨水タンク以外の雨水貯留浸透施設を含む申請 第11条第1項の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容の審査及び現地調査を行い、設置工事が適正に行われていると認めたときに、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項第2号の規定により額を確定したときは、交付決定者に対し、大洲市流域治水推進補助金交付額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 第1項第1号の規定により額を確定したときは、交付決定者に対し、第9条第1項の規定による通知をもって、確定した補助金の額を通知したものとする。

4 第2項及び第3項による通知を受けた者は、速やかに大洲市流域治水推進補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の請求書の提出があったときに、補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) 第5条第2項第2号から第5号までに該当する者であることが判明したとき

(4) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（現地調査）

第15条 市長は、交付決定の内容（第10条第2項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）が適正に行われるように、必要に応じ、工事状況の現地調査を行うことができる。

（維持管理等）

第16条 交付決定者は、定期的な点検・清掃を行うなど、雨水貯留浸透施設の機能維持のため、適切な維持管理に努めなければならない。なお、雨水貯留浸透施設の所有者が変更となる場合は、このことについて引き継がなければならない。

2 市長は、この要綱に基づく補助金により設置された雨水貯留浸透施設によって交付決定者又は第三者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（補足）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則（令和8年7月1日大洲市要綱第86号）

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

別表第 1 （第 3 条関係）

肱川流域	大洲市内における長浜町青島の全域並びに長浜、長浜町黒田、長浜町沖浦、長浜町今坊、長浜町櫛生、長浜町須沢及び長浜町出海の一部を除く範囲
------	--

別表第 2（第 7 条関係）

種目	区分	補助単価
転用浄化槽		1 基当たり、補助経費の 3 分の 2 に相当する額。ただし、200,000 円を上限とする。
雨水タンク	100リットル～200リットル未満	1 基当たり、補助経費の 3 分の 2 に相当する額。ただし、18,000円を上限とする。
	200リットル～1,000リットル未満	1 基当たり、補助経費の 3 分の 2 に相当する額。ただし、25,000円を上限とする。
	1,000リットル以上	1 基当たり、補助経費の 3 分の 2 に相当する額。ただし、60,000円を上限とする。
浸透ます		1 基当たり、補助経費の 3 分の 2 に相当する額。ただし、5,000円を上限とする。
浸透側溝		1 メートル当たり、対象経費の 3 分の 2 に相当する額。ただし3,500円を上限とする。
浸透トレンチ		1 メートル当たり、対象経費の 3 分の 2 に相当する額。ただし3,000円を上限とする。
透水性舗装		1 平方メートル当たり、対象経費の 3 分の 2 に相当する額。ただし1,000 円を上限とする。

備考 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

大洲市流域治水推進補助金交付申請書（雨水タンクのみ）

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市流域治水推進補助金の交付を受けたいので、大洲市流域治水推進補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

設 置 位 置	☐ 申請者住所と同じ ☐ （大洲市 ）	
雨 水 タ ン ク	数 量	貯 留 量
	基	m 3
交 付 申 請 額	金 円 （算出式 ）	
土 地 所 有 者	住所 氏名 電話番号	
設 置 者 （ 施 工 業 者 ）	住所 氏名 電話番号	
タ ン ク 購 入 日	年 月 日 （業者施工の場合で、商品を業者が持参した時は設置日と同日）	
設 置 日	年 月 日	
添 付 書 類	1 設置場所の案内図 2 雨水タンク設置後の現場写真（状況が把握できるもの） 3 雨水タンクの製品カタログ等（製品の詳細が確認できるもの） 4 購入又は設置費用の領収書の原本又は写し 5 誓約書及び市税納入状況確認同意書（様式第 2 号） 6 その他市長が必要と認める書類	

※ 該当する口にレ点を記入してください。

※ 雨水タンク購入日から 1 年以内に申請してください。

※ 交付申請額は消費税抜きの金額で算出ください。

大洲市流域治水推進補助金交付申請書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市流域治水推進補助金の交付を受けたいので、大洲市流域治水推進補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

設 置 位 置		☐ 申請者住所に同じ ☐ （大洲市 ）	
設 置 施 設 の 内 容	施 設 名	対 象 施 設 数	貯 留 量
	☐ 転用浄化槽	基	m3
	☐ 雨水タンク	基	m3
	☐ 浸透ます	基	m3
	☐ 浸透側溝	m	m3
	☐ 浸透トレンチ	m	m3
	☐ 透水性舗装	m2	m3
交 付 申 請 額		金 円 (算出式)	
土 地 所 有 者		住所 氏名 電話番号	
工 事 期 間		補助金交付決定日から ○○年○○月○○日まで	
設 置 者 (施 工 業 者)		住所 氏名 電話番号	
添 付 書 類		1 工事場所の案内図及び工事の概要を示す図面（平面図、構造図など） 2 雨水貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの） 3 材料費及び工事費の見積書 4 雨水貯留浸透施設の製品カタログ等（製品の詳細が確認できるもの） 5 誓約書及び市税納入状況確同意書（様式第 2 号） 6 その他市長が必要と認める書類	

該当する□にレ点を記入してください。

誓約書及び市税納入状況確認同意書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

私は、大洲市流域治水推進補助金の交付申請にあたり、設置工事においては大洲市の指導に従います。当該補助事業により設置した雨水貯留浸透施設を適正に維持管理し、効用発揮に努めるとともに、事故防止、安全対策に努めます、

また、雨水貯留浸透施設自体の変形、破損等が生じた場合並びに雨水貯留浸透施設の異常から第三者に事故、問題等が生じた場合において、その責任はすべて私が負うものであり、大洲市にその損害賠償を請求しないことを誓約します。

並びに、市税納付状況の照会が行われることに同意します。

大洲市流域治水推進補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大洲市長

年 月 日付けで申請のありました大洲市流域治水推進補助金の交付については、審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	☐ 補助します ☐ 補助できません
設 置 位 置	大洲市 番地
補助金交付額	金 円
交 付 の 条 件	1 工事計画変更等の申請（雨水タンクのための申請を除く） 補助対象者は、雨水貯留浸透施設の工事に伴う計画を変更し、又は廃止しようとするときは、大洲市流域治水推進補助金変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。 2 工事の確認等（雨水タンクのための申請を除く） 補助対象者は、雨水貯留浸透施設の工事が完了したときは、大洲市流域治水推進補助金交付要綱第11条の規定により大洲市雨水貯留浸透施設工事完了報告書を市長に提出し、速やかに工事の完了確認を受けなければならない。 3 補助金の返還等 虚偽申請または不正の手段等により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じることがある。
補助できない場合の理由	

様式第4号（第10条関係）

大洲市流域治水推進補助金変更承認申請書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けた大洲市流域治水推進補助金について、申請内容を変更したいので大洲市流域治水推進補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

☐ 補助金交付申請内容の変更

☐ 補助事業の廃止

※ 該当する□にレ点を記入してください。

（変更・廃止理由）

（変更後の申請内容）

○別紙に記載

別紙

【変更後の申請内容】

設 置 位 置		☐ 申請者住所と同じ ☐ (大洲市)	
設 置 施 設 の 内 容	施 設 名	対 象 施 設 数	貯 留 量
	☐ 転用浄化槽	基	m3
	☐ 雨水タンク	基	m3
	☐ 浸透ます	基	m3
	☐ 浸透側溝	m	m3
	☐ 浸透トレンチ	m	m3
	☐ 透水性舗装	m2	m3
交 付 申 請 額		金 円 (算出式)	
土 地 所 有 者		住所 氏名 電話番号	
工 事 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
設 置 者 (施 工 業 者)		住所 氏名 電話番号	
添 付 書 類		1 工事場所の案内図及び工事の概要を示す図面（平面図、構造図など） 2 雨水貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの） 3 材料費及び工事費の見積書 4 雨水貯留浸透施設の製品カタログ等（製品の詳細が確認できるもの） 5 誓約書及び市税納入状況確認同意書（様式第2号） 6 その他市長が必要と認める書類	

※ 該当する□にレ点を記入してください。

大洲市流域治水推進補助金変更承認書

第 号
年 月 日

様

大洲市長

年 月 日付けで申請のありました 第 号により交付決定をした大洲市流域治水推進補助金の交付については、次のとおり計画の変更（廃止）を承認したので通知します。

設 置 位 置	大洲市 番地
変更後の 補助金交付決定額	金 円
計画変更（廃止）の 内容	
条 件	

大洲市雨水貯留浸透施設工事完了報告書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けた雨水貯留浸透施設の工事を完了しましたので、大洲市流域治水推進補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

設 置 位 置		大洲市 番地	
設 置 施 設 の 内 容	施 設 名	設 置 施 設 数	貯 留 量
	☐ 転用浄化槽	基	m ³
	☐ 雨水タンク	基	m ³
	☐ 浸透ます	基	m ³
	☐ 浸透側溝	m	m ³
	☐ 浸透トレンチ	m	m ³
	☐ 透水性舗装	m ²	m ³
工 事 完 了 日		年 月 日	
設 置 者 (施 工 業 者)		住所 氏名 電話番号	
添 付 書 類		1 工事完了後の平面図及び構造図（申請時と変更がない場合は省略してもよい） 2 雨水貯留浸透施設の工事写真（状況が把握できるもの） (1) 各施設の設置、配管及び接続状況 (2) 浄化槽転用工事については、使用ポンプ、水栓、集水縦樋、浄化槽下部穴あけ作業及び撤去した不用品の写真など 3 材料費及び工事費の領収書の原本又は写し 4 その他市長が必要と認める書類	

※ 該当する口にレ点を記入してください。

※ 工事完了の日から14日以内もしくは当該年度の2月28日（同日が休日に当たるときは、その直前の休日以外の日）のいずれか早い日までに提出してください。

別紙

【消費税仕入控除税額等に係る交付額の変更報告（交付要綱第 11 条第 3 項関係）】

① 補助金交付決定額	金	円
② 補助金の決定時に減額した 仕入に係る消費税相当額	金	円
③ 消費税及び地方消費税の申告により 確定した仕入に係る消費税相当額	金	円
④ 補助金交付金減額相当額（③－②）	金	円

※ 上記は、消費税仕入控除税額が変更もしくは判明した方のみ記載してください。

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

大洲市流域治水推進補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けた大洲市流域治水推進補助金について、大洲市流域治水推進補助金交付要綱第 1 1 条第 4 項の規定により、次のとおり報告します。

設 置 位 置	大洲市 番地
① 補助金交付確定額	金 円
② 補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税相当額	金 円
③ 消費税及び地方消費税の申告により 確定した仕入れに係る消費税相当額	金 円
④ 補助金返還相当額（③－②）	金 円

大洲市流域治水推進補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

大洲市長

年 月 日付けで工事の完了報告のあった大洲市流域治水推進補助金の交付については、次のとおりその額を確定したので通知します。

設 置 位 置	大洲市 番地
補助金交付確定額	金 円
遵 守 事 項	1 雨水貯留浸透施設を適正に維持管理し、効用の発揮に努めること。 2 補助金を受けて設置した施設を他の用途に使用しないこと。

大洲市流域治水推進補助金交付請求書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあった大洲市流域治水推進補助金について、
大洲市流域治水推進補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり請求します。

設 置 位 置	大洲市 番地
請 求 金 額	金 円

補助金は、下記の口座に振り込んでください。

振 込 先	金 融 機 関 名	銀行 信用金庫 農協 支店
	預 金 の 種 類	普通 当座
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	